

流域委員会は最終答申を完成させるまで、残された時間はわずかになりました。今までのご苦勞に深謝するとともに、最後の最後まで“内容がより充実した答申”をまとめて下さるようお願い申し上げます。

さて（やや気が早いかもしれませんが）今回の淀川流域委員会を総括してみたいと思います。というのは、流域委員会が解散した後では委員各位殿にお礼申し上げる機会がなくなってしまうからです。

（1）新河川法に基づくはじめての流域委員会

新河川法には河川環境の整備と保全が加わり（第1条）、同時に河川整備計画案の作成にあたり、学識経験者の意見を聴くこと（第16条の2第3項）になりました。

今回の淀川流域委員会は、この新河川法に基づくはじめての流域委員会として、河川行政の歴史の1ページを飾ることになる訳です。したがって委員各位殿の名前は、新河川法の第1回答申の作成者として記録されることとなります。

（2）開かれた流域委員会

会議および会議資料、議事録等がすべて公開され、会議もWG以外は公開されただけでなく、幅広く意見聴取されたことは、高く評価することが出来ると思います。

（3）流域委員会と河川管理者

河川管理者が流域委員会の自主運営を容認しただけでなく、流域委員会が要請した資料、情報を積極的に提供したことも大いに評価したいと思います。そして運営を裏からささえた㈱三菱総合研究所の皆さんの努力に対しても感謝したいと思います。

（4）画期的な答申内容

答申はまだ確定されてはいませんが、すでに発表されている素案を若干手直しして確定して行くのだろうと思われまます。

その前提で答申内容を見ると、①環境②治水に関して、次の点で画期的な答申だと考えまます。

①環境

新河川法に基づくはじめての流域委員会の答申だから、当然と言えますが、従来おろそかにされてきた河川環境の保全に努力されました。ただし新河川法そのものが、諸外国の動向と比べると、環境に対する位置付けがまだまだ不十分なこと（例えばドイツの連邦水法では、その第1a条で「河川・湖沼は、生態系の構成要素であり、動植物の生息域として保全しなければならない」と、治水や利水よりも優先して位置付けられています。）を勘案すると、せめて高水敷のゴルフ場の廃止まで踏み込んで欲しかったと考えまます。

②治水

治水については、明治以来の河川行政を総括し、洪水を従来河道内にもっぱら封じ込めることのみを追及してきたことの反省に立って、壊滅的被害を軽減するための提言をまとめられようとしていることも大いに評価することが出来ます。

（5）不満が残る答申内容

利水に関する答申には不満が残ります。詳しくは10. 31付け最終提言作業部会あての、私の意見書を見ていただきたいのですが、利水問題について、素案では何故か突然傍観者を装っていて、事実を事実として認めようとしていないからです。例えばp2-2に“需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある。”とありますが、これは批判以前に客観的な事実なのです。事実を事実として認めないと、今後の利水を検討する際判断を誤る恐れがあります。答申の作成者として、歴史に名前を残されることを忘れずに、今からでもはずかしくない内容に訂正されることを切望いたします。